

○ 新旧対照表

新規則						旧規則					
○草津市の良好な環境保全条例施行規則						○草津市の良好な環境保全条例施行規則					
昭和55年12月26日 規則第37号						昭和55年12月26日 規則第37号					
目次 (省略)						目次 (省略)					
第1条～第34条 (省略)						第1条～第34条 (省略)					
付 則(平成28年4月1日規則第12号)											
この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3第1項第1号については、平成28年4月21日から施行する。											
別表第1～2 (省略)						別表第1～2 (省略)					
別表第3(第17条関係)						別表第3(第17条関係)					
汚水に係る規制基準						汚水に係る規制基準					
1 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定するものをいう。この表において同じ。)に係る排出基準						1 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定するものをいう。この表において同じ。)に係る排出基準					
(1) 有害物質に係る排出基準						(1) 有害物質に係る排出基準					
項目等	カドミウムおよびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	有機リン化合物 (パラチオン メチルパラチオン メチルジメトン EPNに限る。)	鉛およびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	六価クロム化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	項目等	カドミウムおよびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	有機リン化合物 (パラチオン メチルパラチオン メチルジメトン EPNに限る。)	鉛およびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	六価クロム化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)
許容限度	0.01	0.1	検出されないこと。	0.1	0.05	許容限度	0.01	0.1	検出されないこと。	0.1	0.05
砒素およびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	アルキル水銀化合物	PCB (単位 1リットルにつきミリグラム)	トリクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	テトラクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	砒素およびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	アルキル水銀化合物	PCB (単位 1リットルにつきミリグラム)	トリクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	テトラクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)
0.05	0.005	検出されないこと。	0.003	0.1	0.1	0.05	0.005	検出されないこと。	0.003	0.3	0.1
ジクロロメタン (単位 1リットルにつきミリグラム)	四塩化炭素 (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,2-ジクロロエタン (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,1-ジクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	シス-1,2-ジクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,1,1-トリクロロエタン (単位 1リットルにつきミリグラム)	ジクロロメタン (単位 1リットルにつきミリグラム)	四塩化炭素 (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,2-ジクロロエタン (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,1-ジクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	シス-1,2-ジクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,1,1-トリクロロエタン (単位 1リットルにつきミリグラム)
0.2	0.02	0.04	1.0	0.4	3	0.2	0.02	0.04	0.2	0.4	3

○ 新旧対照表（案）

新規則						旧規則					
1,1,2-トリクロロエタン (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,3-ジクロロプロペン (単位 1リットルにつきミリグラム)	チウラム (単位 1リットルにつきミリグラム)	シマジン (単位 1リットルにつきミリグラム)	チオベンカルブ (単位 1リットルにつきミリグラム)	ベンゼン (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,1,2-トリクロロエタン (単位 1リットルにつきミリグラム)	1,3-ジクロロプロペン (単位 1リットルにつきミリグラム)	チウラム (単位 1リットルにつきミリグラム)	シマジン (単位 1リットルにつきミリグラム)	チオベンカルブ (単位 1リットルにつきミリグラム)	ベンゼン (単位 1リットルにつきミリグラム)
0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1
セレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	ほう素およびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	ふっ素およびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物 (単位 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計に関して1リットルにつきミリグラム)								
0.1	10	8	100								
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 排水口が2以上ある場合は、それぞれの排水口ごとにこの基準を適用する。 この表に掲げる項目に係る数値の測定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法によるものとする。 「検出されないこと」とは、定量限界以下のことをいう。 この表に掲げる数値は最大値とする。 						<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 排水口が2以上ある場合は、それぞれの排水口ごとにこの基準を適用する。 この表に掲げる項目に係る数値の測定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法によるものとする。 「検出されないこと」とは、定量限界以下のことをいう。 この表に掲げる数値は最大値とする。 					
別表第3第1項2号～第2項 (省略)						別表第3第1項2号～第2項 (省略)					
別表4 (第17条関係) 騒音に係る規制基準						別表4 (第17条関係) 騒音に係る規制基準					
(単位 デシベル)						(単位 デシベル)					
時間の区分	朝	昼間	夕	夜間							
区域の区分	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで							
第1種区域	45	50	45	40							
第2種区域	50	55	50	45							
第3種区域	60	65	65	55							
第4種区域	65	70	70	60							
備考						備考					
1 「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。						1 「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。					

○ 新旧対照表（案）

新規則	旧規則
<p>2 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。</p> <p>3 測定点は特定工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の点において測定することができるものとする。</p> <p>4 騒音の測定方法は、当分の間、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(2) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。</p> <p>(4) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。</p> <p>5 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から 5 デシベルを減じた値とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>(6) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p> <p>6 この表において「第 1 種区域」、「第 2 種区域」、「第 3 種区域」および「第 4 種区域」とは、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により滋賀県知事が指定した区域とする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>2 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。</p> <p>3 測定点は特定工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の点において測定することができるものとする。</p> <p>4 騒音の測定方法は、当分の間、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(2) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。</p> <p>(4) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。</p> <p>5 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から 5 デシベルを減じた値とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>6 この表において「第 1 種区域」、「第 2 種区域」、「第 3 種区域」および「第 4 種区域」とは、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により滋賀県知事が指定した区域とする。</p> <p>(以下省略)</p>